

件 名	手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出に関する陳情			
提 出 者 住 所 氏 名	墨田区本所 墨田区聴覚障害者協会 会長 E			
受 理 年 月 日	平成 2 6 年 7 月 2 9 日	受 理 番 号	第 9 号	

要 旨

国会及び政府に対し、手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を提出してください。

(理 由)

手話とは、手や指、体などの動きや顔の表情を使い、独自の語彙や文法体系で表現する言語です。聞こえる人たちにとっての音声言語と同様に、聴覚障害者にとっての手話は、情報の取得やコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会においては手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

平成 1 8 年 1 2 月に採択された国連の障害者権利条約（条約第 8 号）の第 2 条では、『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記されています。

国は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成 2 3 年 8 月に改正された「障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第 2 2 条では、国・地方公共団体に対し、障害者の意思疎通のための情報保障施策を講じなければならないとされています。

国は、平成 2 5 年 1 2 月の臨時国会において、障害者権利条約を全会一致で承認し、批准したことを真摯に受け止め、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備として、「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く求めます。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上